

主 題	対馬市商工会理事会にてあらためて労働基準法等について説明しました		
実施日	平成25年6月24日(月)	開催場所	対馬市商工会(対馬市美津島町鶏知)
参加 人数等	商工会:会長以下理事17名 対馬労働基準監督署:1名	主 催	対馬市商工会
目的(趣旨)			
<p>労働基準監督署では、日々事業場を訪問し、労働基準法等法令の遵守状況について確認、法違反等が認められれば是正等をお願いしているところですが、当署における昨年度の実施結果では、雇入れ時の書面による労働条件明示なし、残業代が未払い、36協定の未届出等々、基本的な労働条件に係る法違反等が多かったことから、会員事業場に対し適正な労務管理について周知・徹底していただくべく、あらためて労務管理の基本的事項について労働基準法を中心に説明しました。</p>			
概 要			
<p>1.平成25年6月24日(月)対馬市商工会(本所)において同商工会の理事会等が開催され、当署からも担当官が出席し、労働基準法を中心に労務管理の基本的事項について説明しました。</p> <p>具体的には、「労働基準法のあらまし」(長崎労働局版)法令様式や各種リーフレット、あるいは各種届出一覧等資料を用いて、労働基準法、労働安全衛生法及び最低賃金法に関して概略説明し、主に、労働条件明示 賃金支払い(割増賃金も含む) 労働時間管理 賃金台帳や労働者名簿等の作成 定期健康診断の実施 長崎県最低賃金額 等について説明しました。</p> <p>会長以下各理事の皆様方からの質疑はありませんでしたが、今後も、必要に応じ同理事会等において関係法令の説明等を実施する旨申し合わせました。</p> <p>2.当署におきましては、引き続き経済団体等と連携し、各事業場における一般労働条件の確保・改善により一層努めて参ります。</p> <p>各事業場におかれましても、雇入れ時の書面による労働条件の明示、適正な労働時間の把握と割増賃金の支払い、36協定の監督署への届出や定期健康診断の実施等々、より適正な労務管理を実施していただきますようお願いいたします。</p>			